

事業評価書（事前）

平成21年8月

評価対象（事業名）	労働契約法等活用支援事業								
主管部局・課室	労働基準局監督課								
関係部局・課室									
関連する政策体系									
<table border="1"> <tr> <td>基本目標Ⅲ</td> <td>労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標1</td> <td>労働条件の確保・改善を図ること</td> </tr> <tr> <td>施策目標1-1</td> <td>労働条件の確保・改善を図ること</td> </tr> <tr> <td>個別目標3</td> <td>労働契約に係るルールの明確化を図ること</td> </tr> </table>		基本目標Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	施策目標1	労働条件の確保・改善を図ること	施策目標1-1	労働条件の確保・改善を図ること	個別目標3	労働契約に係るルールの明確化を図ること
基本目標Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること								
施策目標1	労働条件の確保・改善を図ること								
施策目標1-1	労働条件の確保・改善を図ること								
個別目標3	労働契約に係るルールの明確化を図ること								

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

平成20年秋以降の厳しい経済情勢を背景として、非正規労働者の解雇・雇止めや正規労働者の労働条件の変更、新規学卒者の内定取消などの事例が多数見られるなど、中小企業への一般的な周知を超えて、必ずしも知識が豊富でない労働者を中心として労使双方が労働契約法を更に積極的に活用するよう働きかけることが求められていることから、企業側に対する働きかけに加えて、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施する必要がある。

現状・問題分析に関連する指標

	H16	H17	H18	H19	H20
1 非正規労働者の雇止め等人数（単位：人）	—	—	—	—	178,875

(調査名・資料出所、備考)

資料出所：都道府県労働局及び公共職業安定所調べによる。

備考：

本調査は、可能な範囲で事業所に対して任意の聞き取りを行ったものであるため、全ての離職事例やその詳細を把握したものではないことに留意が必要。「非正規労働者の雇止め等」とは、「派遣又は請負契約の期間満了、中途解除による雇用調整及び有期契約の非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整」をさす。上記表中の数値は、平成21年7月時点で把握できた、平成20年10月から平成21年3月までの雇止め等人数である。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（受託業者）

(2) 事業の内容（概要）

新規・一部新規

平成20年3月1日から施行された労働契約法について、その定着を図るため、専門家の活用等により、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

具体的には、以下の事業を実施する。

(1) 専用サイトによる情報提供・相談対応

① 1問1答形式の活用など身近でわかりやすい情報提供

② 項目毎に裁判例の収集・整理を行い、労働契約法に明文がない民事的ルールの紹介

③ 専門家によるメールでの相談対応等

(2) 裁判例を踏まえた相談時の紛争解決マニュアルの開発

(3) 働く人のためのルールに関する教育

① 労働者向けセミナー・学校への出前講座用の研修テキスト作成

②労働者向けセミナー・学校への出前講座の実施					
(3) 予算					
一般会計・年金特会・労働保険特会・その他()					
予算額(単位:百万円)	H18	H19	H20	H21	H22
	-	-	-	-	375
※「H22」については予算概算要求額					

3. 事業の目標

事業の目標	労働双方が労働契約法を更に積極的に活用するよう働きかけることにより、個別労使関係紛争の防止に資すること。
政策効果が発現する時期	実施以降、随時効果の発現が見込まれる。

4. 評価指標等

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 セミナーや講座参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合 (単位:%) (70%以上/平成22年度)	労働者向けセミナー・学校への出前講座における参加者のうち、労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合が多いほど、労働契約法の普及が進み、個別労使関係紛争の防止に資すると考えられる。
(調査名・資料出所、備考) 業務委託先事業者からの報告に基づき集計予定。	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 労働者向けセミナー・学校への出前講座参加者数 (単位:人) (5000人以上/平成22年度)	労働者向けセミナー・学校への出前講座における参加者が多いほど、労働契約法の普及が進み、個別労使関係紛争の防止に資すると考えられる。
(調査名・資料出所、備考) 業務委託先事業者からの報告に基づき集計予定。	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 平成20年3月に施行された労働契約法について、個々の労使の間で活用が図られるようにするには、市場に委ねるだけでは不十分であり、行政の関与をもってその更なる周知・普及を図る必要がある。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業は、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等を実施するものであり、労働契約法を所管する国の責任において実施する必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 民間団体に事業の実施を委託することとしている。			

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無
---	---	---

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
事業の実施 → 労働者等が労働関係法令の情報を取得 → 労働契約法等労働関係法令の活用 → 個別労使関係紛争の防止に寄与
事業の有効性
本事業は、労使双方が労働契約法を積極的に活用できるよう働きかけるものであり、個別労使関係紛争の防止に資するため、有効であると評価できる。

(3) 効率性の評価

個別労使関係紛争防止の手段として、労働契約の当事者である労働者等に対して、労働契約の基本的なルールを明確化する労働契約法について、教育、情報提供等の実施を行っていくことが効率的かつ効果的である。 本事業は、労働現場等における法令等の活用につきノウハウを持つ既存の民間組織を活用しつつ、最も低廉な方法により実施するものであり、費用対効果の観点からも効率性を有するものである。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

--

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成22年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当 (1) 有・無 (2) 具体的記載
②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。) (1) 有・無 (2) 具体的内容 「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書」(平成21年2月)において、「労働者の権利を保護するために労働契約法や労働基準法などの労働関係法令が設けられていること…(略)…等を分かりやすく教えることが有効」等とされている。
③審議会の指摘 (1) 有・無 (2) 具体的内容
④研究会の有無 (1) 有・無 (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(整理番号2)

- (1) 有・無
- (2) 具体的状況

⑥会計検査院による指摘

- (1) 有・無
- (2) 具体的内容

⑦その他